

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和3(2021)年9月1日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【警務部議題】

○ 警察あて苦情の受理・処理状況について（令和3年7月末現在）

警察本部から、「警察あて苦情の受理・処理状況について、本年7月中の受理は8件で、内容は警察官の言動に関するもの、パトカー等の走行等に関するもの、事件・事故の捜査に関するもの及び相談対応に関するものなどであり、受理態様は電話、来訪であった。7月中における処理は11件であった。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「県民にとっては、警察に行くことだけでハードルがものすごく高い。初めて足を踏み入れる者は様々な不安と戦いながら行く感覚になり、そこでの声の掛けられ方は非常にインパクトがあるのだろうと思う。対応自体に問題はなくとも、窓口業務をする職員は冷静に相手の身になって聞く余裕を持ち、気持ちに寄り添って対応していただきたい。」

「当直勤務は限られた人数になり、特に夜間は、現場と本署当直員の1対1のような環境であれば、現場から連絡が無いと本署の方は全く状況が分からない。その引継はしっかりしていただきたい。同様に当直勤務員と日中の勤務員の間においても、当然のことではあるが、しっかり引継をしていただきたい。」

○ 令和3年度9月補正予算概要について

警察本部から、「県議会9月定例会に提案される令和3年度9月補正予算の概要について、補正額は総額で943万円余の増額であり、主な補正内容としては、年度当初に台数が確定した国費配分車両の新車登録及び継続車検に係る自動車等維持費、千厩警察署の設備故障に伴う修繕に係る警察署等修繕費に加え、山岳遭難等の行方不明者捜索活動における困難箇所の捜索や情報収集を目的とした、ドローン1台を導入するための整備費を要求するものである。」旨の報告があった。

《 委員質疑 》

「ドローン整備は非常に有効だと思う。昨今ではテレビ番組や山岳遭難等の中継でもドローンはかなり使われ、ヘリコプターでは飛行が無理だと思われる細い谷や沢に入り、鮮明な画像が得られる様子を見ており、非常に良いと思っているが、県警

察ではドローンの操縦の訓練はどのような形で行っているのか。」

→本部発言

「機動隊の話になるが、盛岡市内のドローン関係団体のご協力をいただき、職員に操縦士を増やし常時事案対応できるように訓練をしている。その他、操縦に習熟した隊員が、後輩隊員に指導訓練を日々行っている。」

《 委員質疑 》

「ドローンの操縦には資格等が必要ではないか。」

→本部発言

「機動隊で保有しているドローンは、資格等は必要ない。また、ドローンの出力や重量により資格等が必要となるドローンについては、警察官が無線通話のため取得している無線資格があり、その範囲で操縦ができる。」

○ 令和3年度第1期における東北管区警察局による監察の受監結果について

警察本部から、「令和3年度第1四半期における東北管区警察局による監察について、7月5日に、警務課、監察課等5所属が、同月6日及び7日は岩泉警察署と宮古警察署の2署が、それぞれ受監した。監察項目は、交番・駐在所における受傷事故防止対策、非違事案防止対策の推進状況及び業務管理の推進状況であった。受監結果について、良好と認められる点としては、警察署において非違事案防止対策を署員に浸透させ実効あるものとするため、署員から非違事案防止に関する川柳を募集し優秀作を署内に掲示した取組が挙げられた。一方、指導事項として、警察署のパトカーに積載する資機材の場所を勤務員が把握しておらず、装備品点検が形骸化しているとの指導を受けている。これは新規配分された資機材について、当直勤務員相互の引継の不徹底により、受監当日の勤務員が当該資機材がパトカーに積載されていたものの、その所在を示すことができなかった。この指導を受けて、受傷事故防止資機材の点検徹底について、警察本部地域課及び監察課において各署への指導及び浸透状況の確認を行い、徹底を図っている。」旨の報告があった。

【生活安全部議題】

○ 審査基準・処分基準の改正について

警察本部から、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の成立により風営適正化法が改正され、同法に係る警察庁の審査基準及び処分基準のモデル案が改定されたこと、加えて、古物営業法の一部改正に伴い古物営業法、質屋営業法、警備業法及び探偵業法に係る警察庁の処分基準のモデル案が改定されたことから、公安委員会権限である審査基準及び処分基準を改正しようとするもの。審査基準の主な改正点として、整備法による『心身の故障により当該業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの』との欠格事由が新設されたため、関係条項を風営適正化法、古物営業法及び質屋営業法の審査基準に追加する。また、古物営業法の一部改正に伴う申請先の修正、表記について所要の整理等を行う。処分基準の主な改正点は、古物営業法の一部改正に伴う法令違反行為や許可取消に係る内容の修正、追加等を行う。また、各種関係法令の改正による条項号のズレなどに伴う修正、組織改編に伴う担当課名の修正等の表記について所要の整理をするものである。」旨の説明があり、

決裁した。

【交通部議題】

○ 高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

警察本部から、「高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例第2条第1号アに、『当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。』を追加することとして、県議会9月定例会に議案提出するものである。障害者の移動等円滑化のために必要な信号機の基準として、歩行者用青信号の表示情報について『音響を発することができるもの』に加え『視覚障害者が使用する通信端末機器に当該情報を送信できるもの』を新たに規定するものである。この条例における信号機等の基準は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づき、同法にかかるとる国家公安委員会規則の基準を参酌して定めることとされているが、本年4月に同規則の一部改正が施行されたことから、同一基準とするために該当条項を改正する。新たに規定する信号機は、『BLE路側機』を従来の信号機に付加することで、Bluetoothによる無線通信により、付近の歩行者のスマートフォン等に歩行者用青信号情報を送信して音や振動で通知したり、スマートフォン等の操作により青信号時間の延長を可能とする歩行者等支援情報通信システム、通称、『高度化PICS（ピックス）』というものである。なお、利用に際しては、専用のアプリをスマートフォンにインストールしておくことが必要になる。条例の対象となる信号機は、市町村が定める重点整備地区の道路のうち、公安委員会が定める交通安全特定事業を実施する区間にある歩行者用信号機である。当県では現時点で盛岡駅周辺及び一ノ関駅周辺にその区間があるが、当面、県内での運用は考えていない。現在は全国では5県に138基、東北では宮城県のみ100基が運用されている。」旨の説明があり、決裁した。

《 委員質疑 》

「対策がどんどん進んでいると実感した。岩手県では導入予定はないのか。また、アプリを入れた人にだけ情報が送られてくるということか。」

→本部発言

「設置には予算に相当な額がかかるほか、色々な団体からの要望等が県内では未だ一切ない状況にある。各団体等の御意見等を伺いながら実施していきたい。通信には専用アプリが必要であり、それを導入した通信機器を持ち、歩いて信号に近づけば、歩行者信号の情報が画面表示のほか、音や振動等でも通知される。加えて、歩行者信号の青色の時間を少し延長することも可能になると聞いている。」

《 委員発言 》

「当面、当県では運用予定はないとのことだが、予め条例や規則を整備しておき、要望があればすぐに対応できる体制をとっておくことが大事であり、今回は案のとおり改正していただきたい。」

○ 秋季の事故分析と交通死亡事故抑止対策について

警察本部から、「秋は日没が早まり帰宅時間と重なるなど、交通死亡事故の発生が懸念される時期であるが、昨年までの過去10年間における交通死亡事故の分析したことから報告する。月別では9月から11月の3か月間における交通死亡事故死者数は、総計の約33%を占め、死者数が多い傾向がある。また、死者に占める高齢者の割合は総計で61%で、月別では10月が約73%と最も高くなるほか、9月、11月も60%を超えるなど、高齢者死者が多い。過去10年間の9月から11月の事故類型別では、『人対車両』が全体の約49%、その中で道路横断中の事故が80%を占める。また、発生時間帯では、『人対車両』『横断者事故』とも、17時及び18時台が約半数を占め、突出している。以上の分析結果を踏まえ、1年で最も交通死亡事故が発生する秋季の対策として、1つは、コンビニにおける駐留警戒やシグナル・ストップ広報等の顕示効果の高い活動の強化、2点目は、横断歩行者妨害の取締りの強化のほか『安全モデル横断歩道』等における歩行者保護対策の徹底、3点目は、日没前後1時間の街頭活動の強化と高齢者に対する声かけ・保護誘導活動を徹底等の『目立つ街頭活動』を推進し、交通死亡事故抑止対策をより一層進めてまいりたい。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「例年、確実に秋口に増えるのであれば、是非、この期間は重点的に抑止すると緊張感をもって、各署で取り組んでいただきたい。挙げられた3つの対策は、県民にも目に見えるような広報、呼びかけをお願いしたい。」

→本部発言

「9月21日から秋の全国交通安全運動が始まることから、これとタイアップして取組を強化していきたい。」

《 委員発言 》

「交通死亡事故の分析は発生時間帯のほか、その日の天気との因果関係があるのかを分析の項目に加えてみても、あるいは新たな発見があるかもしれない。逆に、去年と一昨年はそれ以前の傾向に比べ、9月から11月は死亡事故が減少したと感じているが、それはどういう対策の効果が出て、結果がそうなったのかを分析をすれば、更に取り組むべき課題が出てくるのではないかと思う。また、抑止対策の一つとして、マスコミをうまく使うことを考えれば、さらに効果が上がると思う。」

→本部発言

「御指摘いただいた諸々の項目を一度持ち帰り、担当者に伝えることとしたい。」

《 委員発言 》

「横断歩行者の事故が減り、様々な施策の成果と思っている。しかし、今後の3か月は暗くなる時間が早まることもあり、十分気を付けなければならないとも思う。発生時間帯は明らかに17時、18時台が突出して多い。ここの時間帯を抑えれば全体もかなり抑えられるだろう。県警察ではフレックスを活用しながら、ここの時間帯で顕示的な活動をするのはかなり大きい意味を持つと思うので、大変ではあるが対応していただきたい。」

○ スムーズ横断歩道の整備について

警察本部から、「警察庁と国土交通省との連携施策として先日報道発表された『ゾーン

30プラス』は、最高速度30キロメートルの区域規制と、物理的デバイスの適切な組み合わせにより、生活道路における人優先の安全安心な通行空間整備の更なる推進を図るもので、今後、警察と道路管理者が、安全対策の検討段階から緊密に連携し、原則として物理的デバイスを設置する。物理的デバイスには、ハンプやスムーズ横断歩道、狭さくなどがある。本年9月から11月まで、スムーズ横断歩道を滝沢市室小路地内に既設のゾーン30区域内、滝沢中央小学校付近に仮設整備する予定である。スムーズ横断歩道は、高さ10センチメートルの硬質ゴム製の可搬式ハンプで、岩手河川国道事務所が約200万円で購入して滝沢市に貸与し、同市が約70万円で整備工事を行う。整備後は、河川国道事務所とともに車両の通過速度、横断歩道手前での停止割合、道路利用者からのアンケートなどで効果検証を行う。滝沢市での仮設整備を終えた後は、来春以降の整備を目指して各市町村と調整を図る。全国では本年9月末までに17箇所、管区内では4箇所の整備が予定され、本年度中に整備予定の花巻市四日町地区のゾーン30区域では、物理的デバイスの一つである狭さくの設置に向け、関係機関と調整中である。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「学校の周囲でゾーン30の表示はよく見られるが、地域の方々への周知度を疑問に思っていた。ゾーン30内を子どもたちが通行していても、車は普通のスピードで走って行くのを見る。表示だけでは弱く感じていたので、道路の色や形状に変化を付けて速度を落とさざるを得ない状況が物理的にプラスされることはいいと思うし、自治体や管理者と連携して取組が広がっていくことも、とてもいいと思った。是非、取組を進めて検証をして、いいものであれば広げていく方向で進めていただきたい。」

→本部発言

「以前にこの場で委員から『ゾーン30の速度の検証をした方がいい』との意見があったことを受け、学校が夏休み中と始業後の期間における、各署のゾーン30区間内の速度について、現在検証中である。取りまとめ次第、この場で報告したい。また、自治体や道路管理者との連携は必要であり、今回の件を検証し、効果的であれば連携をとりつつ、色々な部分で連携を広げていきたいと考える。」

《 委員発言 》

「以前の発言のとおり、検証が必要だと思う。今はどこの自治体、学校でも登下校の安全確保にすごく関心があると思うが、検証によってある程度の数値とか、速度の減少が明らかといった効果が明らかになれば、そういう方々の関心に結びつき、物理的デバイスの設置が増えていく可能性があると思うので、検証の方をよろしくお願いしたい。」

「最近、目の錯覚を利用してハンプのように立体的に見える塗装を、どこかの学校と協力して道路に施していた様子をテレビで見た。実際のハンプでは結構な費用がかかるだろうが、このように比較的軽微な費用でできるような工夫も考えてみてはどうか。」

【警備部議題】

- 令和3年度岩手県総合防災訓練への参加について

警察本部から、「本年度の県総合防災訓練は9月4日、北上市及び西和賀町を会場に、新型コロナウイルス感染防止に配慮しつつ、来賓、参観者等を入れず、訓練内容も大幅に縮小して実施する。参加機関は県、北上市、西和賀町及び北上地区消防組合消防本部、陸上自衛隊、県検案医会等29機関となる。県警察からは、広域緊急援助隊の交通部隊と刑事部隊、機動警察通信隊、北上警察署及び本部警備課から計40名が参加する。訓練想定については、ここ数年で発生している台風被害を踏まえ大雨による浸水害、土砂災害等の各種災害を想定している。警察が関係する訓練項目について、北上署員による避難誘導、救出救助及び避難所警戒訓練、交通部隊による先行情報収集訓練、機動警察通信隊による映像伝送訓練、刑事部隊による遺体対応訓練を実施する。関連して、本日9月1日は防災の日であり、県警察では午前中、警察本部及び各警察署において地震発生時に身を守る『シェイクアウト訓練』を実施し、職員の意識啓発を図っている。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「本日、国が主催し実施した防災訓練の様子を昼のニュースで見て、コロナ禍の中で、訓練も大変だと感じた。様々な機関の連携に関しても訓練しておかなければ、どういうミスが起こりうるのか、どういう点に支障があるかは、おそらく実際にやってみないとわからない部分があると思う。県主催の訓練も、県、北上市や西和賀町といった自治体や、消防や自衛隊、警察等の組織で連携をどうとるかという点が非常に重要だと考える。本当にコロナ禍で大変だと思うが、是非、実のある訓練にしていきたい。」

■個別会議

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

○ 県民課

犯罪被害者等の給付金の支給裁定についての説明・決裁

○ 人身安全少年課

ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく禁止命令実施報告

○ 総務課

公安委員会あて苦情の受理について説明、決裁